

オフセット・クレジット（J-VER）制度委員会規程

平成 20 年 11 月 14 日（Ver.1.0）

平成 21 年 9 月 9 日（Ver.1.1）

平成 21 年 11 月 10 日（Ver.1.2）

平成 22 年 7 月 1 日（Ver.2.0）

平成 22 年 10 月 5 日（Ver.2.1）

平成 23 年 4 月 21 日（Ver.3.0）

平成 23 年 9 月 28 日（Ver.3.1）

環境省

（目的）

第 1 条 この規程は、環境省が運営するオフセット・クレジット（J-VER）制度（以下「制度」という）における委員会及び小委員会の設置、分掌および基本的事項等を定めるものである。

（委員会）

第 2 条 環境省は、制度の運営にあたり、委員会を置くことができる。

2 オフセット・クレジット（J-VER）制度運営委員会（以下「J-VER 運営委員会」という。）およびオフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会については常設することとする。

3 委員会は、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則（以下「実施規則」という。）に定められた業務を行う。

（構成及び委員の任免）

第 3 条 委員会は 5 名以上 15 名以内をもって構成する。

2 委員会の委員は環境省が任免する。

（委員長の選出と役割）

第 4 条 委員会に委員長と副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会の議長を務める。

3 委員長にやむを得ない事情がある時は、副委員長は委員長の代行を行う。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は 1 年度とし、再任を妨げない。ただし、初年度については第 1 回会合

から年度末までを任期とする。

(委員会の開催と記録)

第6条 委員会は委員長が召集する。開催事務手続きは事務局が代行することができる。

2 委員会において審議する議題については事務局により提案され、委員会がこれを採択する。

3 委員会の審議については記録を行い、審議の概要を事務局のウェブページ等を通じて公表する。

4 委員会は、必要に応じて、電磁的方法又は書面による開催を行うことができる。

(委員会の定足数)

第7条 委員会は構成する委員の3分の2以上の出席がなければ、委員会を開催し、議決を行うことができない。ただし、当該議決について、委員会に出席することができない委員があらかじめ書面等により議決権の行使を委員長に一任する意思を表明した場合は、当該委員を出席したものとみなす。

(委員会の議決)

第8条 委員会における議決は、原則として出席者によるコンセンサス方式に基づくが、コンセンサスを得られない場合は、出席者の過半数をもって議決を行う。なお、可否同数の場合は委員長が決することとする。

(小委員会)

第9条 委員会は、実施規則に定める業務の一部について、必要に応じて、専門的な事項に関する審議や、問題の解決に向けた公正かつ迅速な審議を行うにあたり小委員会を置くことができる。

2 J-VER 運営委員会が置く小委員会として、技術小委員会は常設することとする。

3 小委員会の委員は、当該小委員会が属する委員会の委員長が指名する。

4 小委員会に委員長と副委員長を置き、当該小委員会が属する委員会の委員長が、小委員会委員のうちから指名する。

5 小委員会は必要に応じて当該小委員会が属さない委員会の意見を聴取することができる。

6 小委員会の決議は当該小委員会が属する委員会の委員長の同意を得て小委員会の決議とすることができる。ただし、当該小委員会の委員長が必要と認めた場合は、小委員会により審議された事項について委員会に諮ることができる。

(準用)

第10条 第4条第2項及び第3項、第5条、第6条、第7条並びに第8条の規定は小委員

会に準用する。これらの規定中「委員会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

(免責事項)

第 12 条 委員会、小委員会、委員個人及び事務局は、委員会及び小委員会による審議の結果生ずるいかなる問題についても一切の責任を負わない。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改正については、制度管理者の発意に基づき審議が開始され、**J-VER** 運営委員会により行われる。

附則

- 1 Ver.1.0 は第 1 回オフセット・クレジット (**J-VER**) 認証運営委員会における採択により発効し、平成 20 年 11 月 14 日より適用される。
- 2 Ver.1.1 は平成 21 年 9 月 9 日より適用される。
- 3 Ver.1.2 は平成 21 年 11 月 10 日より適用される。
- 4 Ver.2.0 は平成 22 年 7 月 1 日より適用され、本適用以降は、規程名を「オフセット・クレジット (**J-VER**) 認証運営委員会に関する規程」から「オフセット・クレジット (**J-VER**) 制度委員会規程」に変更の上、役割を継承する。本適用以前の他の制度関連文書における「オフセット・クレジット (**J-VER**) 認証運営委員会に関する規程」の箇所は本規程に読み替えることとする。
- 5 Ver.2.1 は平成 22 年 9 月 17 日より適用される。
- 6 Ver.3.0 は平成 23 年 4 月 21 日より適用される。
- 7 Ver.3.1 は平成 23 年 9 月 28 日より適用される。